

ボランティア情報の取扱いに関するガイドライン

電気通信大学では、ボランティア活動を学生の自立支援及び社会・地域貢献活動の重要な教育的側面として位置付けております。この方針に基づき、「公益性・公共性の高い活動」、「学生にとって有益となる活動」、「学生に対して教育的配慮を伴った対応がなされる活動」を学生に対して提供しております。

つきましては、下記1～3の項目に同意の上、募集依頼を行っていただきますようご理解・ご協力をお願い申し上げます。

いただいた情報は、電気通信大学社会連携センターにおいて審査の上、学生へ情報提供を行います。提供の可否等については、ご連絡いたしません。また、ボランティア活動への参加は、学生の自主的な判断により選択することとなりますので、ご依頼いただいた情報に対して必ずしも応募があるとは限りませんのでご理解ください。

1. ボランティア募集团体の選定基準

以下の項目に該当する団体からの依頼については、取り扱うことができません。

- (1) 反社会的、政治的、宗教的活動を主な目的とする団体
- (2) 法律に違反する活動を行う団体
- (3) 公序良俗に反する活動を行う団体
- (4) 特定の主張を広める活動を行う団体又は組織の拡大のみを目指す団体
- (5) 大学生が行う活動として不相当と判断される活動を行う団体

2. ボランティア活動の選定基準

以下の項目に該当する活動は、取り扱うことができません。

- (1) 政治的、宗教的活動に関する内容の活動
- (2) 法律に違反又は抵触する内容の活動
- (3) 公序良俗に反する、又は犯罪的行為を誘発する恐れのある活動
- (4) 第三者に損害又は不利益を与えたり、第三者を誹謗中傷する内容の活動
- (5) 精神的、肉体的苦痛が心配される活動
- (6) 営利を目的とする活動
- (7) 本来有償活動とされる活動
- (8) 資格を要する活動（運転免許、保育、介護等）
- (9) 大学生が行う活動として不相当と判断される活動
- (10) 情報及びボランティアの受入れに関する責任体制が不明確な活動
- (11) ボランティア活動に必要な保険に加入していない活動

3. ボランティア受入団体の遵守事項

ボランティア受入団体は、学生のボランティア受入れ及び活動に際し、次の事項を遵守していただきます。

- (1) ボランティア受入団体は、申し込みをした学生に対して活動内容や条件等を提示し、その内容についてボランティア受入団体と学生が合意の上、活動を始めること。
- (2) ボランティア受入団体は、活動を始める前にオリエンテーション等を実施し、活動に必要な情報や留意点をあらかじめ伝達すること。また、活動開始後は、必要に応じて支援を行うこと。
- (3) ボランティア受入団体は、学生のボランティア活動中、団体のボランティア担当スタッフとともに活動させること。
- (4) ボランティア受入団体は、申し込みをした学生が適切なボランティア保険に加入済であることを確認してからボランティア活動を行わせることとし、ボランティア保険に未加入の場合は、申し込みを受け付けないこと。
- (5) ボランティア受入団体は、ボランティア活動時間について1日8時間（休憩を含む。）、週28時間を超えて活動させないこと。また、夜10時以降の深夜活動をさせないこと。

4. 免責

社会連携センターで紹介するボランティア募集团体からのボランティア情報に関して発生したトラブル等に対して、社会連携センターでは責任を負いかねます。あらかじめご了承ください。